

審査基準及び標準処理期間整理個表

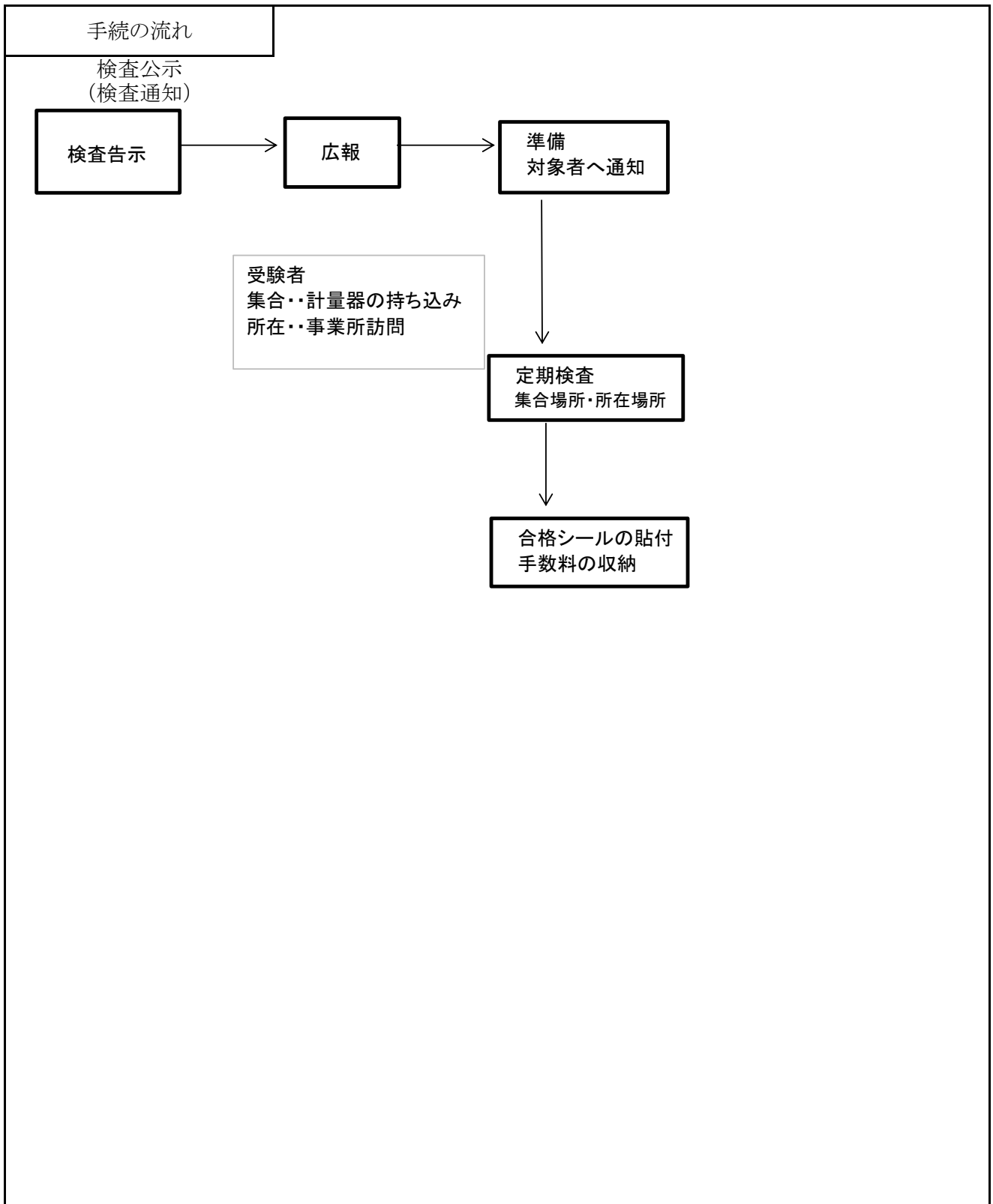
番号 13

処 分 名	計量器の定期検査	
処 分 の 概 要	2年に1度計量器の検査を行う。	
根 拠 法 令 名	計量法(昭和26年法律第207号)	
条 項	第19条	
所 管 課	市民生活課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即時	
標準処理期間	計	即時
判断基準	<p>定期検査を行った特定計量器が、計量法第23条第1項に適合するときは合格とする。</p> <p>【根拠法令等】 計量法 第19条 特定計量器(第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。)のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。 一 第一百七条の登録を受けた者が計量上の証明(以下「計量証明」という。)に使用する特定計量器 二 第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く。) 三 第二十四条第一項の定期検査済証印、検定証印等又は第一百十九条第一項の計量証明検査済証印であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日(以下「実施期日」という。)において、これらに表示された年月(検定証印等に表示された年月にあつては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限る。)の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器(前二号に掲げるものを除く。) 第23条 定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。 一 検定証印等が付されていること。 二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。 三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。 2 前項二号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。 3 第一項三号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、第二条第一項の基準器検査に合格した計量器(第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。</p> <p>特定計量器検定検査規則 第43条 定期検査にあつては、特定計量器は、検定のときにこの省令の規定に基づき表記されていた表記等が付されているものであり、特定計量器に付されている検定証印等が明瞭であり、かつ、容易に識別できるものでなければならない。 第44条 法第23条第1項第2号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第11条から第15条までの規定を準用するほか、第3章及び第5章に定めるところによる。この場合において、第13条第2項中</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

『検定公差に相当する値』とあるのは  
『使用公差に相当する値』と、  
『目量(各々の表示機構の目量が異なる場合にあつては、最小の目量)』とあるのは  
『目量の2倍(各々の表示機構の目量が異なる場合にあつては、最小の目量の2倍)』と読み替えるものとする。

第45条 法第23条第1項第3号の経済産業省令で定める使用公差は、第16条第1項の規定を準用するほか、第3章及び第5章に定めるところによる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。